

気仙医療圏テナント営業募集要項

岩手県立大船渡病院（基幹）及び岩手県立高田病院（地域）では、以下のとおり、令和8年3月から病院内で行うテナント営業に関する企画提案と事業者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

岩手県立大船渡病院（基幹）
岩手県立高田病院（地域）

(2) 所在地

（基幹）岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1
（地域）岩手県陸前高田市高田町字太田 512 番地 2

(3) 病床数（稼働病床数）

（基幹）大船渡病院 359 床
（ 4 階東病棟 55 床
4 階西病棟 57 床
5 階東病棟 60 床
5 階西病棟 58 床
救急病棟 20 床
精神病棟 105 床
感染病棟 4 床
（地域）高田病院 60 床

(4) 建物概要

（基幹）大船渡病院 RC造、地上6階建て 延床面積 31,261 m²
（地域）高田病院 RC造、地上2階建て 延床面積 4,265 m²

(5) 患者数（令和6年度実績）

	<基幹>	<地域>
1日当たり平均患者数	225人	34人
年間延べ入院患者数	82,105人	12,266人
年間新入院患者数	5,614人	484人
平均在院日数	12.5日	24.2日

(6) 病院に勤務する職員数（令和7年8月1日現在）

（基幹）病院 540人（その他委託職員 116人）
（地域）病院 80人（その他委託職員 19人）

2 募集するテナント業種名及び事業者数

病院内食堂・売店（入院セット提供営業を含む）営業（1事業者）
※単独での応募は不可とします。

3 応募資格

- 令和7年10月1日時点において、以下のいずれかに該当する事業者が応募することができません。
 - 気仙医療圏内に本社を有するもの。
 - 岩手県内に本社を有し、かつ、気仙医療圏内に支店または営業所等を有するもの。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者として。
- この公示の日から審査完了の日までの間に、岩手県から指名停止の措置を受けていない者として。

ます。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であることとします。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこととします。
※ なお、病院において事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部へ照会する場合があります。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない事業者とします。

4 テナントの場所、面積

各テナントの営業場所、面積は次のとおり。

【病院内食堂及び売店営業】

（基幹）大船渡病院 122.31 m²

【入院セット提供営業】

入院セット在庫保管場所として、以下のとおり不動産の使用許可を予定しています。詳細については協議のうえ決定するものとします。

（基幹）大船渡病院（概算）

- ① 各病棟病衣等保管庫 11.90 m²
- ② 中央倉庫 52.82 m²
- ③ リネン庫 4.00 m²

（地域）高田病院（概算）

- ① 各病棟病衣等保管庫 4.13 m²
- ② 中央倉庫 2.78 m²

5 応募書類の提出等

(1) 受付期間

令和7年10月14日(火)から令和7年11月25日(火)まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

岩手県立大船渡病院事務局総務課管財係

（住所）岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書（様式2）について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。なお、①②③④⑤⑥⑦の様式については、令和7年10月14日（火）から令和7年11月21日（金）の平日午前8時30分～午後5時の間に岩手県立大船渡病院総務課管財係で受取できるほか、岩手県立大船渡病院のホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 出店及び営業申請書（様式1）【共通】
- ② 出店及び営業計画書（様式2）【共通】
- ③ 事業者提案書（申込受付）（様式3）【入院セット提供営業関連】
- ④ 事業者提案書（リネン業者との提携）（様式4）【入院セット提供営業関連】
- ⑤ 営業実績及び出店状況（様式5）【共通】
- ⑥ 院内食堂・売店営業に係る仕入先一覧（様式6）【食堂・売店関連】
- ⑦ 消耗品取扱物品写真一覧（様式7）【入院セット提供営業関連】
- ⑧ 登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）
- ⑨ 出店及び営業に必要な許可証等の写し（現在の出店営業分でも可）
- ⑩ 納税証明書

直近1年間の事業年度における発行から3か月以内の納税証明書（※写しでも可とする。）

ア 法人の場合

- ・「県税」（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（県税一様式第111号）

・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税－その3又はその3の3）

イ 個人の場合

・「県税」（個人事業税）の納税証明書（県税－様式第111号）

・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税－その3又はその3の3）

⑪ 貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は損益計算書のみでも可）

⑫ 病衣・タオル類の洗濯業者における医療関連サービスマークの写し

⑬ 会社やそれぞれの事業に関するパンフレット、カタログ等がある場合は当該パンフレット・カタログ等

(4) 提出方法

応募書類は提出先まで持参するか、郵送してください。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」をもって、令和7年11月21日（金）までに到着するよう送付してください。

6 応募に関する留意事項

(1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を、別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

(2) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。

② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

④ 本募集要項に違反すると認められるとき。

⑤ 応募資格を有していないことが判明したとき。

⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) その他

① 応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。

② 提出した応募書類は返還しません。

なお、これらの書類については、今回の事業者選定の目的以外には使用しません。

7 選考方法等

(1) 事業者の選考

岩手県立大船渡病院テナント選考委員会等において応募書類を審査し、必要に応じて応募者からヒアリングを行い、選考基準により評点のうえ、もっとも高点の事業者を決定します。

なお、選考内容の公平性を保つため、評点者には審査書類（応募書類）上から応募者を特定できないようにします。（評点者へは、応募者を特定できる部分（写真、ロゴマーク等必要と判断される部分すべて）を黒塗りとした審査書類を配布のうえ審査します。）

(2) 事業者の提案事項

① 入院セットにかかる説明、申込等の手続における病院職員の業務負担軽減について、個別に様式3に提案をして下さい。

② 入院セット提供業務において、院内で契約しているリネン業者（基準寝具等賃貸借業者、補給・回収及び洗濯業者）からの仕入または一部業務を委託する等の連携提案がある場合は様式4に提案をして下さい。

(2) 選考基準

別紙「選考基準及び評価要領」のとおり。

8 選考結果の発表

令和7年12月下旬(予定)までに、応募者全員に通知するとともに、岩手県立大船渡病院のホームページに掲載します。

9 その他

(1) テナント募集説明会を次の日程で開催するので、応募を希望する事業者は参加してください。

日時 令和7年10月30日(木) 午後3時00分から～午後4時00分

会場 岩手県立大船渡病院 3階中会議室

(2) テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、令和7年10月30日(木)から令和7年11月6日(木)までの平日午前8時30分～午後5時の間に、文書により照会してください。照会方法については、「質問書」に記入のうえ、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送・電子メール又はFAXにより提出してください。その他の方法での質問は受け付けません。

なお、持参以外の方法による提出の場合は、電話で担当に到着を確認してください。

また、質問事項及びその回答内容については、令和7年11月13日(木)までに岩手県立大船渡病院のホームページに掲載します。

(照会先)

岩手県立大船渡病院総務課管財係 担当：川端

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1

電話 0192-26-1111(代表) F A X 0192-27-9285

メールアドレス j-kawabata@pref.iwate.jp